

損害賠償及び和解に関する件

令和4年(2022年)9月21日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市白石区在住者

2 事故の概要

- (1) 令和3年8月27日、札幌市白石区菊水元町5条1丁目路上において、子ども未来局の福祉業務用の自動車が、前方に停車していた相手方の自動車に追突した。
- (2) これにより、相手方の所有する自動車が破損するとともに、相手方は、<sup>けい</sup>頸椎捻挫、腰椎捻挫及び右母指MP関節捻挫の傷害を負い、約4か月間通院した。

3 損害賠償の額

(1) 物損分

286,686円

(2) 人損分

754,586円

(3) 合計額

1,041,272円

(理由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。